



第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

平成11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法[※]」（以下「基本法」という。）では、男女共同参画社会[※]の実現を「21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」の一つとして位置付けています。

人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、性別にかかわらず誰もが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会[※]の実現は、地域社会の活力を維持する上で喫緊の課題となっています。

本市では、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会[※]の実現に向けて、平成17（2005）年に基本法に基づき、「廿日市市男女共同参画プラン」、平成27（2015）年に第2次廿日市市男女共同参画プラン（以下「第2次プラン」という。）を策定し、男女共同参画の様々な施策に取り組んできました。

こうした取組を推進する中、男女共同参画に対する理解や意識は着実に浸透してきているものの、依然として家事や育児は女性に偏っているほか、家庭や地域、職場などの様々な場面では、未だにアンコンシャス・バイアス[※]（無意識の思い込み）が根強く残っていることや方針決定過程への女性の参画が進みにくい状況もあるなどの課題があることから、引き続き様々な取組を進めていく必要があります。

さらに、ドメスティック・バイオレンス[※]（以下「DV[※]」という。）の防止対策、ワーク・ライフ・バランス[※]や女性活躍の推進、働き方の見直し、性的マイノリティ[※]の方に対する配慮・理解増進等、多くの課題への対応も求められています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大時の緊急事態宣言等による雇用・所得への影響等が男性に比べて女性の方が多かったことや、こうした非常時にDV[※]や性暴力等の被害を受けるリスクが高まる問題も顕在化しました。さらに、暴力に加え、貧困、孤立といった困難に複合的に直面している場合も少なくありません。個人の尊厳が守られ、安全かつ安心して暮らせる社会を築く上で、包括的な相談・支援体制が求められています。

こうした認識のもと、第2次プランの期間が令和7（2025）年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題を踏まえ、男女共同参画社会[※]の実現に向けての施策を一層推進するため、「一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第3次廿日市市男女共同参画プラン）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

※ なお、本プランにおいて、「男性」、「女性」及び「男女」の表記については、性自認や性表現、性的指向など、性の多様性を尊重した上で使用しています。



2 プラン策定の背景

(1) 国の動き

平成11（1999）年に基本法が施行され、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法^{*}」という。）の改正や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV^{*}防止法」という。）が制定され、その後も改正等を通じて各種制度の整備が進められてきました。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などの新たな法律が施行され、多様な課題に対応する取組が職業分野や政治分野にも広がっています。

また、平成30（2018）年には、「働き方改革関連法」が成立し、労働時間法制の見直しなどが順次行われ、働き方を見直してワーク・ライフ・バランス^{*}を推進する体制が整備されてきました。

令和2（2020）年には、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が定められました。

令和5（2023）年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性の多様性への理解を深める取り組みが求められています。

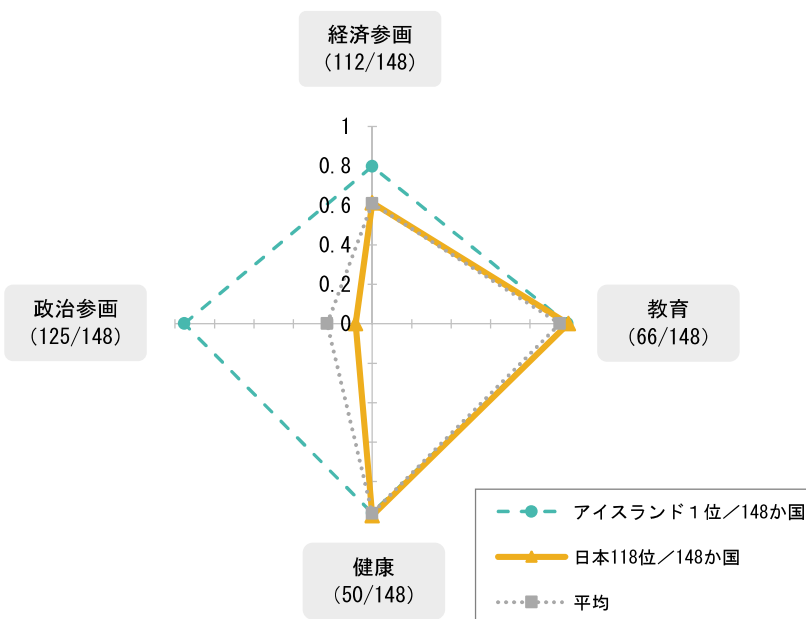
令和6（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が施行され、様々な困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備や、関係機関と連携した支援の推進が求められています。

令和8年（2026）年3月には、新しい課題への取り組みを体系的に進める「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。

こうした各種取組が行われているものの、世界経済フォーラムが公表する各国における男女間の格差を測る国際的な指数の一つである「ジェンダー・ギャップ指数」において、令和7（2025）年では148か国中118位と低くなっており、特に政治分野や経済分野における女性の参画の遅れが指摘されています。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659





(2) 広島県の動き

わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画〈第5次〉）

広島県においては、令和2（2020）年度に「わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次））」（以下「第5次計画」という。）が策定されました。

第5次計画では、「仕事と暮らしの充実」「男女双方の意識改革」「安心して暮らせる環境の整備」「推進体制の整備」という4つの領域を定め、5年後の「目指す姿」を見据えながら施策の展開を図る構成になっています。

第5次計画では、「性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会*の実現」を目指す将来像と定めて、様々な取組を進めることとしています。

(3) 考慮が必要な社会情勢の変化

① 少子高齢化と人口減少の進行

人口減少と少子・高齢化が進むことにより、労働力人口の不足や地域等におけるコミュニティ維持等がより厳しい状況になることが予想されています。

こうした中で、性別にかかわらず誰もが個性や能力を十分に発揮し、職場や地域社会など様々な場面での活躍を推進することは、地域社会の担い手の確保や、多様な視点により経済社会の持続可能性の向上にもつながることから、性別にかかわらず誰もが能力を発揮して働ける環境の整備や、誰もが活躍できる意識改革を積極的に進める必要があります。

② 女性活躍推進や働き方改革に関する法律・制度の整備

女性の職業生活における活躍を推進するため、女性活躍推進法の改正により一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されるなど、働く場における女性活躍の取り組みが進められています。

また、働き方改革関連法の施行により、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進など、働き方の見直しが進められています。

さらに近年では、ハラスメント防止対策の強化や仕事と健康の両立支援など、働く人が安心して能力を発揮できる職場環境の整備が求められています。

こうした制度の動きも踏まえ、職場における女性の活躍を一層推進していくことが求められています。

③ 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変化

人生100年時代と呼ばれる、高齢社会を見据え、企業も多様な人材が活躍できるように、従来のような男性中心の働き方ではなく、すべての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められています。

また、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家庭生活の両立ができる環境の整備、固定的性別役割分担意識*や性差に関する偏見の解消に取り組む必要があります。



④ デジタル社会の進展

情報通信技術の発展やデジタル化の進展により、社会や働き方、生活様式は大きく変化しています。テレワークなど場所や時間にとらわれない働き方の普及は、育児や介護などのそれぞれの状況や生き方に応じて多様な働き方・暮らし方が可能となるなど、働き方や暮らし方、生活スタイルに変革をもたらすと見込まれています。

誰もがその恩恵を享受できるよう、キャリアアップやキャリアチェンジを実現するなど、デジタル技術を有効に活用していくことが求められています。

⑤ 大規模災害や世界規模の感染症などへの対応

大規模災害の発生や感染症の流行などの社会的危機においては、家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがちであることや、女性の雇用が不安定になりやすいこと、DV^{*}や性被害・性暴力の増加など、男女共同参画の観点からさまざまな課題が指摘されています。

こうした状況に対応するためには、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・危機管理の取り組みを進めるとともに、男性の家庭への参画を進め、非常時に女性に負担が集中することを未然防止するとともに、女性の就業継続等の取組や、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を進め、これらの課題が深刻化しないようにすることが求められています。

また、生活困窮やひとり親、性被害など生活上様々な困難を抱える女性に対してきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境づくりを進める必要があります。



3 プランの位置付け

本プランは、基本法第14条第3項に基づく男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進するための市町村男女共同参画計画です。

また、DV^{*}防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画（以下「DV^{*}防止基本計画」という。）、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画（以下「女性活躍推進計画」という。）、女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画（以下「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」という。）としても位置付けます。

また、国の「第6次男女共同参画基本計画」、広島県の「わたらしい生き方応援プランひろしま（第5次広島県男女共同参画基本計画）」等、関連する計画等を勘案し、本市の上位計画である「はつかいち未来ビジョン2035（廿日市市総合計画）」及び、他の関連する個別計画と整合を図ります。





4 プランの構成

本プランは、「基本計画」及び「実施計画」から構成しています。「基本計画」は男女共同参画社会^{*}の実現に向けて基本目標を設定し、施策の方向性を明らかにするものです。「実施計画」は基本計画で示した施策の方向性に基づいて具体的取組を明らかにするものです。

5 プランの期間

本プランの期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。実施計画については、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間で前期、令和13（2031）年度から令和17（2035）年度までの5年間で後期として推進します。なお、社会情勢の変化などへの対応のため、必要に応じてプランの見直しを行います。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
基本計画（基本目標、基本方針、施策）									
前期実施計画（取組、成果指標と数値目標）									
					後期実施計画（取組、成果指標と数値目標）				

6 プランの策定方法

本プラン策定にあたっては、多様な意見を反映するため、広く意見の聴取と反映に努めました。

（1）男女共同参画社会^{*}に関する市民等アンケート調査及び事業所調査の実施

本プラン策定に先立ち、市民の男女共同参画に関する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労等に関する意識・実態等を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料として市民、若者、中・高校生アンケート調査、事業所アンケート調査を行いました。

	市民	若者	中・高校生	事業所
調査対象	市内に在住する満18歳以上の男女2,000人 (男女各1,000人)	市内に在住する満20歳以上40歳未満の若者世代の男女1,000人 (男女各500人)	市内の学校に通学する中学2年生・高校2年生・特別支援学校高等部3年生	市内の商工会議所及び商工会の会員である事業所のうち200法人を無作為抽出
調査方法	郵送又はWEB方式	郵送又はWEB方式	各学校に調査票を配布し、学校ごとに実施	郵送又はWEB方式
調査期間	令和6（2024）年 10月23日～ 11月15日	令和6（2024）年 10月23日～ 11月15日	令和6（2024）年 10月17日～ 11月15日	令和6（2024）年 10月23日～ 11月15日
有効回収数 (回収率)	731人 (36.6%)	252人 (25.2%)	1,097人 (60.7%)	59事業所 (29.5%)

(※調査結果の概要は、p49～p61に掲載)



(2) 各課における事業評価の実施

第2次プランに基づき推進した事業の担当課において、取組の達成度と今後の方向性について評価を行いました。

(3) 廿日市市男女共同参画推進懇話会からの意見の聴取

本プランを策定するに当たり、大学生、各種団体の代表者、学識経験者等で構成される廿日市市男女共同参画推進懇話会において、本プランに関する意見等の集約を図り、策定しました。

(4) パブリックコメント

令和7（2025）年12月に本プランの素案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方から意見を募りました。